

「環境の保全と創造に関する条例」に基づく

2025(令和7)年度用

特定物質（温室効果ガス）排出抑制 計画書
特定物質（温室効果ガス）排出抑制 措置結果報告書

届 出 マ ニ ュ ア ル（2025(令和7)年4月）

～ 自動車運送事業者用 ～

< 目 次 >

はじめに

第1章 条例の概要

1	条例に規定する特定物質（温室効果ガス）の種類	2
2	特定規模排出事業者	2
3	条例対象となった事業者の責務	3
4	特定物質排出抑制(変更)計画書・特定物質排出抑制措置結果報告書の公表について	3
5	指導・勧告及び罰則等	3
6	特定物質排出抑制計画等に係る手続きフロー	4
7	条例施行規則及び指針改正による計画書及び措置結果報告書の取扱いについて	5

第2章 特定物質排出抑制計画書

1	特定物質排出抑制計画の作成	6
2	提出方法	6
3	提出期限	6
4	特定物質排出抑制計画書の記入方法（記入例）	7
5	公表用特定物質排出抑制(変更)計画書の提出	18
6	公表用特定物質排出抑制(変更)計画書の記入方法（記入例）	19

第3章 特定物質排出抑制措置結果報告書

1	特定物質排出抑制措置結果報告書の提出	20
2	提出方法	20
3	提出期限	20
4	特定物質排出抑制措置結果報告書の記入方法（記入例）	21
5	公表用特定物質排出抑制措置結果報告書	32

第4章 資料編

1	環境の保全と創造に関する条例（抜粋）	33
2	環境の保全と創造に関する条例施行規則（抜粋）	35
3	提出方法（自動車運送事業者）	39

問 い 合 せ 先	兵庫県 環境部 環境政策課 温暖化対策班 電 話 078-341-7711(内線3367) ファックス 078-382-1580 〒650-8567(神戸市中央区下山手通5-10-1 1号館2階)
ホーム ページ	様式等は「ひょうごの環境」ホームページからダウンロードが可能です。検 索サイトで「兵庫県 特定物質」で検索していただくか、下記アドレスを入力 してください。 → https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/warming/houkoku/leg_422
提出 方法	「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画」 にリンクされた簡易申請システムから、計画書・報告書をExcelファイルで提 出してください(39ページ「提出方法」参照)。

はじめに

兵庫県では、2003（平成15）年10月1日から「特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画及び措置結果報告制度」を施行し、環境の保全と創造に関する条例（以下「条例」という。）第142条の2第1項に定める「特定規模排出事業者」は、特定物質排出抑制計画の作成・提出及び計画に基づき講じた措置結果の報告が義務付けられています（以下「制度」という。）。

この届出マニュアルは、事業者が、条例第142条の2第1項の規定に基づく「兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針」（以下「指針」という。）に従い計画書及び報告書を作成するための参考となる事項を取りまとめたものです。

県では2021（令和3）年3月に脱炭素社会の実現に向けて、長期的な将来像や取組の方向性を示すとともに、県民・事業者・団体・行政等が一体となった地球温暖化対策を推進するため、兵庫県地球温暖化対策推進計画（以下「県計画」という。）を改定しました。

その後、国が「地球温暖化対策計画」の改訂により2030年度の温室効果ガス削減目標を強化し、また、「第6次エネルギー基本計画」の策定により2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を引き上げるなど、地球温暖化対策を取り巻く状況が変りました。

そこで、2022（令和4）年3月に、再度県計画の改定し、2050年ゼロカーボン達成に向け、2030（令和12）年度の削減目標を強化し、積極的な取組と削減を加速することとしております。

これら県計画の改定に合わせ、2021年3月に県計画の目標年度である2030（令和12）年度を目標年度として指針を改定するとともに、条例施行規則を改定し、制度を強化しました。

特定規模排出事業者の方々には、この届出マニュアルを参考に、脱炭素社会を実現するための長期的な方針を定めるなど、さらなる特定物質の排出抑制のための省エネの取組みと再生可能エネルギーの利用促進に努めていただくよう期待します。



本マニュアルにおいて、条例に基づく計画書や報告書は以下のとおり記載されます。
対象となった自動車運送事業者が作成・提出するのは下線のある4種類の様式です。

特定物質排出抑制計画書（様式第1号）	1号排出抑制計画
特定物質排出抑制計画書（様式第2号）	2号排出抑制計画
<u>○特定物質排出抑制計画書（様式第3号）</u>	<u>3号排出抑制計画</u>
<u>○公表用特定物質排出抑制計画書（様式第4号）</u>	<u>公表用排出抑制計画</u>
特定物質排出抑制措置結果報告書（様式第5号）	1号報告書
特定物質排出抑制措置結果報告書（様式第6号）	2号報告書
<u>○特定物質排出抑制措置結果報告書（様式第7号）</u>	<u>3号報告書</u>
<u>○公表用特定物質排出抑制措置結果報告書（様式第8号）</u>	<u>公表用報告書</u>

第1章 条例の概要

1 条例に規定する特定物質（温室効果ガス）の種類

条例に規定する特定物質は、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条に定める「温室効果ガス」としています。条例では、これらの物質について、排出抑制に努めていただくこととしています。

・ 二酸化炭素

- ・ メタン
- ・ 一酸化二窒素
- ・ ハイドロフルオロカーボン（HFC）
- ・ パーフルオロカーボン（PFC）
- ・ 六ふっ化硫黄（SF₆）
- ・ 三ふっ化窒素（NF₃） ※2015（平成27）年度から適用

は自動車
運送事業
者
の対象外

2 特定規模排出事業者

条例に基づき計画書及び報告書の作成対象となる自動車運送事業者（特定規模排出事業者）の規模は、以下のとおりです。

前年度の末日において、本県の区域内に使用の本拠がある自動車運送事業の用に供する自動車の総数が以下の基準を超える自動車運送事業者

区 分		台 数
ア	①貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業に使用する自動車 ②貨物自動車運送事業法に基づく特定貨物自動車運送事業に使用する自動車	100 台以上
イ	・道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業（ウを除く）に使用する自動車	100 台以上
ウ	・道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業に使用する自動車	175 台以上

《自動車運送事業者の区分》

ア① 一般貨物自動車運送事業者

他人の需要に応じ、有償で、軽自動車、自動二輪を除く自動車を使用して貨物を運送する事業



ア② 特定貨物自動車運送事業者

特定の者の需要に応じ、有償で、軽自動車、自動二輪を除く自動車を使用して貨物を運送する事業



イ 一般旅客自動車運送事業（ウ除く）

- ・一般乗合旅客自動車運送事業・・・定期バス等
- ・一般貸切旅客自動車運送事業・・・観光バス等



ウ 一般乗用旅客自動車運送事業

- ・タクシー、ハイヤー等



3 条例対象となった事業者の責務

条例に基づく特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画の作成・提出や計画に基づき講じた措置結果の報告など、以下の義務があります。

(1) 特定物質排出抑制計画書の作成・変更及び提出

条例に基づく特定規模排出事業者になった事業者は、2030(令和 12)年度を目標とした排出抑制計画を作成する義務があります。(条例第 142 条の 2 第 1 項)

排出抑制計画は、特定規模排出事業者になった年度の 7 月末日までに、県に提出しなければなりません。

また、排出抑制計画が変更になった場合、変更後の排出抑制計画を速やかに県に提出しなければなりません。(条例第 142 条の 2 第 2 項)

(2) 特定物質の排出の抑制

特定規模排出事業者は、自ら定めた排出抑制計画に基づいて、排出抑制に努める義務があります。(条例第 142 条の 3 第 1 項)

(3) 特定物質排出抑制措置結果報告書の提出

特定規模排出事業者は、排出抑制計画の目標を達成するために、毎年度実施した排出抑制措置の結果を報告する義務があります。(条例第 142 条の 3 第 2 項)

(4) 取組状況の公表

特定規模排出事業者は、排出抑制計画や排出抑制の取組の状況について公表するよう努める義務があります。(条例第 142 条の 7)

4 特定物質排出抑制(変更)計画書・特定物質排出抑制措置結果報告書の公表について

個々の事業者の計画及び報告の概要を公表します。(条例 142 条の 4 第 2 項)

また、特定規模排出事業者から提出された計画及び報告の集計結果を公表します。(条例第 142 条の 4 第 1 項)

5 指導・勧告及び罰則等

(1) 指導又は助言

県は、特定規模排出事業者に対し、排出抑制計画の作成及び計画に基づく措置の実施について、必要な指導又は助言を行うことがあります。(条例第 142 条の 5)

(2) 勧告

県は、特定規模排出事業者が以下のことをしなかったときは、事業者に対し提出や報告すべきことについて勧告することができます。(条例第 142 条の 6)

ア 抑制計画の提出(条例第 142 条の 2 第 1 項)

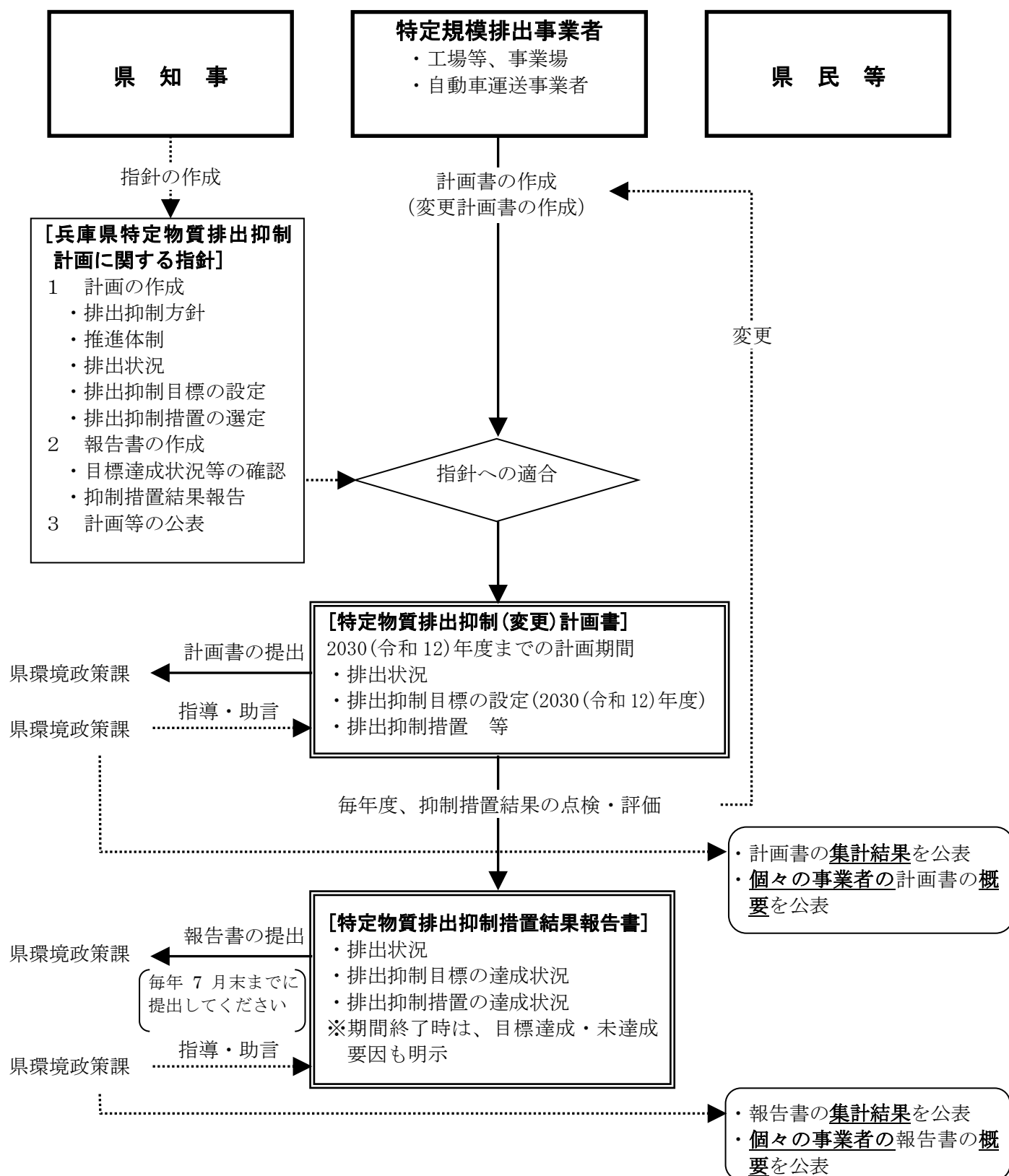
イ 抑制計画の変更(条例第 142 条の 2 第 2 項)

ウ 措置結果の報告(条例第 142 条の 3 第 2 項)

(3) 違反事業者名の公表

県は、上記の勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができます。(条例第 150 条第 2 項)

6 特定物質排出抑制計画等に係る手続きフロー



◆ 特定物質排出抑制計画書、特定物質排出抑制措置結果報告書の提出方法

- ・ 「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画」にリンクされた簡易申請システムから、計画書・報告書をExcelファイルで提出してください(38ページ「提出方法」参照)。(集計処理のため、PDFや紙媒体での提出は避けてください。押印は不要です。
- ・ 受領印希望の際は、切手を貼った封筒を同封のうえ、鑑(表紙)のみご郵送ください。
- ・ **Excelファイルは必ずホームページの最新ファイルをダウンロードし、使用してください。**

7 条例施行規則及び指針改正による計画書及び措置結果報告書の取扱いについて

令和3年3月及び令和4年3月の指針改正、令和3年7月の条例施行規則改正をしました。
これによる自動車運送事業者にかかる令和4年度以降に提出する計画書等の取扱変更概要は、以下のとおりです。

基準年度並びに目標年度の変更（指針の改正）

【旧制度】

基準年度：2005（平成17）年度
目標年度：2020（令和2）年度

【新制度】

基準年度：2013（平成25）年度
目標年度：2030（令和12）年度

第2章 特定物質排出抑制計画書

1 特定物質排出抑制計画の作成

特定規模排出事業者は、2030(令和12)年度を目標とした排出抑制計画を作成し、県(環境政策課：旧温暖化対策課)に届け出る義務があります。対象となる事業者は3号排出抑制計画(様式第3号)、公表用排出抑制計画(様式第4号)を作成して提出してください。

(1) 特定物質排出抑制計画書の内容

計画は、「兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針」を参考に、営業所等で取り組むことができる対策(排出抑制措置)を具体的に定めてください。

計画書の構成は、次のようになっています。内容の記載については、次ページ以降の記入例を参考に作成してください。

- ア 特定物質排出抑制方針
- イ 推進体制の整備
- ウ 特定物質排出状況
- エ 特定物質排出抑制目標
- オ 特定物質排出抑制措置

(2) 添付資料

計画には、その根拠となる資料①②③その他を添付します。

- ① 算定を行う年度(算定年度)の特定物質排出量集計結果表
- ② 算定年度における月ごと及び用途ごとの燃料等の使用実績(必要に応じて)
- ③ 県外の営業所等を含めた排出抑制措置を講じている事業者は、必要に応じて、当該排出抑制措置に係る資料
- ④ 公表用排出抑制計画書(以下参照)

(3) 公表用排出抑制計画の内容

18ページ以降の取りまとめ方法・記入例を参照*し、公表用計画を作成してください。

(※県は、提出のあった公表用排出抑制計画をそのまま県ホームページ等にて公開しますので、各事業者はその点を踏まえて作成してください。)

2 提出方法

「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画」にリンクされた簡易申請システムから、計画書・報告書をExcelファイルで提出してください(47ページ「提出方法」参照)。(集計処理のため、PDFや紙媒体での提出は避けてください。押印は不要です。)

Excelファイルは必ずホームページの最新ファイルをダウンロードし、使用してください。

受領印希望の際は、切手を貼った封筒を同封のうえ、鑑(表紙)のみご郵送ください。

3 提出期限

(1) 新たに特定規模排出事業者となった場合

その年の7月末日までに排出抑制計画(様式第3号)、公表用排出抑制計画(様式第4号)を作成し、県に届け出てください。

なお、計画は、変更がない限り、特定規模排出事業者となった年に1回提出していただければ毎年提出する必要はありません。

(→翌年以降は、報告書(様式第7号)、公表用報告書(様式第8号)を毎年提出いただくことになります。(詳細は第4章(20、32ページ)参照))

(2) 排出抑制計画を変更した事業者

排出抑制計画が変更になった場合は変更後の計画を速やかに県に提出してください。

4 特定物質排出抑制計画書の記入方法（記入例）

様式第3号（条例第142条の2関係）

（3号排出抑制計画：自動車運送事業者用）

特定物質排出抑制（変更）計画書

2025年7月〇〇日

兵庫県知事 様

設置者又は管理者を記入します。管理者とは、設置者から支社等の管理を委任されている者（例 支社長など）のことです。この場合、支社等の所在地、名称、支社等の代表者の氏名を記入します。

なお、施設等の運転管理業務等を委託された管理会社は、管理者に該当しません。

提出者 住所

氏名

新規計画の場合は「(変更)」を削除してください。
(前計画が目標年度に達したことに伴う次期計画策定の場合は、変更計画となるため、削除する必要はありません。ただし、名称及び代表者の氏名) 株(本例は変更計画の例です。)

代表取締役社長 〇〇 〇〇

担当者氏名

環境対策室 〇〇 〇〇

電話 (078) 341-7711

営業所等の名称

株式会社〇〇運輸 神戸営業所

営業所等の名称を記入してください。

営業所等の所在地

〒650-8567
神戸市中央区下山手通5-10-1

業

種

4411 一般貨物自動車運送業

記入方法は、次ページの解説参照

事業の概要

主に生鮮食料品を輸送している。

事業の用に供した自動車の種類及び台数

貨物自動車 120台

担当部署

名称

〇〇部 環境対策室

連絡先

電話 078-362-3284

(ファクシミリ 078-382-1580)

(電子メール kankyouseisakuka@pref.hyogo.lg.jp)

1 特定物質排出抑制方針

別紙のとおり

2 推進体制の整備

3 特定物質排出状況

4 特定物質排出抑制目標

5 特定物質排出抑制措置

直接対応のできる担当者のいる部署を記入してください
メールについても、県からご連絡をさせていただくことがあるので、できるだけ記入してください。

備考

変更計画を提出する場合は、変更の概要を記入してください。

(例1) 車両の増加に伴う、目標値の変更

(例2) 前計画が目標年度に達したことに伴う、次期計画の策定

《計画書の記入方法》

(1) 業種の記入方法について

日本標準産業分類の細分類番号（４桁）と業種名を記入してください。

複数の事業を行っている場合は、主として行われている業種について記入してください。

日本標準産業分類の細分類番号と業種名は、以下のホームページから検索することができます。

【参考】日本標準産業分類

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

（上記ページを開いた後、分類検索システム → 日本標準産業分類 と進んでください。）

(例)	4311	一般乗合旅客自動車運送業	4411	一般貨物自動車運送業
	4321	一般乗用旅客自動車運送業	4412	特別積合せ貨物運送業
	4331	一般貸切旅客自動車運送業	4421	特定貨物自動車運送業

(2) 事業の概要の記入方法について

事業の概要を簡潔に記入してください。

(例) タクシー業

(3) 事業の用に供した自動車の種類及び台数の記入方法について

特定規模排出事業者となった年度の前年度末日（３月３１日）における自動車運送事業（道路運送法第２条第２項に規定）の用に供した自動車（使用の本拠の位置が県の区域内に存するものに限る。）の種類と台数を記入してください。

県内に複数の営業所等がある場合、ご利用ください。

(様式第3号(表紙)の「営業所等の所在地」欄に書ききれない場合は、添付する必要はありません。)

別添 営業所等の一覧

	営業所等の名称	営業所等の所在地	備考
1	神戸営業所	神戸市中央区下山手通5-10-1	
2	明石営業所	明石市〇〇町1-1-1	
3	加古川営業所	加古川市〇〇町1-1-2	
4	姫路営業所	姫路市〇〇区〇〇町1-1-3	
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

※ 様式第3号の鑑(1枚目)で書ききれない場合にご利用ください。

別紙

1 特定物質排出抑制方針

私たち株式会社〇〇運輸は、「地域社会に貢献する」という企業理念のもと、一般貨物自動車運送業として、物流において省資源、省エネルギーが可能となるよう、環境への配慮に努めてまいります。

また、環境保全活動を通じて地域の方々とのパートナーシップを育み、循環型社会の構築に寄与していきます。

1 事業活動を通じて、環境負荷を最小限にするよう努め、環境の保全と汚染の防止に取り組めます。

① アイドリングストップなどエコドライブの積極的な推進を図ります。

② 次世代自動車の導入に努めます。

2 地域の方々との植樹、清掃活動など環境保全活動に取り組めます。

3 環境保全に関する法令を遵守します。

4 この方針を具現化し、全従業員に周知徹底します。

5 この方針を広く公開し、適切な情報提供に努めます。

計画等の公表の方法についても記載のこと（該当するところに○を記入してください）。

☐	1 ホームページ
☐	2 環境報告書
☐	3 求めがあれば公表
☐	4 公表無し
☐	5 その他

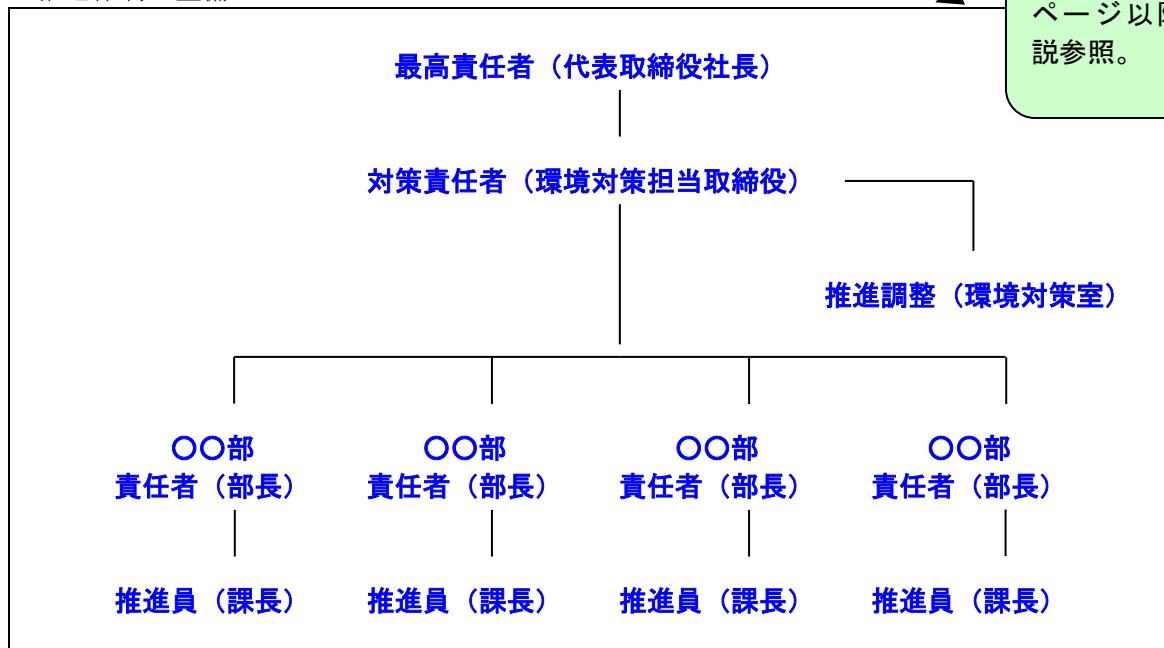
脱炭素経営方針（カーボンニュートラルの目標等）

当社は脱炭素社会実現に向けて2050年までにカーボンニュートラル達成を目指します。
また、EV100に参画し、2030年度までに事業に要する全ての車両を電気自動車に更新します。
給電するステーション、事務所は0.25kg-CO₂未満の排出係数の電気を利用し、CO₂フリー電力を積極的に利用します。

カーボンニュートラルを表明している場合、県HPでの公表の可否

可

2 推進体制の整備



記入方法は、次ページ以降の解説参照。

1 特定物質排出抑制方針

事業活動に伴う温室効果ガスの計画書を作成するにあたり、温室効果ガスの排出抑制のための対策を推進するため基本的な考え方を記入します。

内容については、事業活動における温室効果ガスの排出抑制対策のみに限らず、啓発活動、植林などを含めたより広い意味での地球温暖化対策全般、環境対策全般に関する表現でも構いません。環境マネジメントシステムの「環境方針」等を参考にしてください。

また、脱炭素社会を実現していくための長期的な方針をあわせて定めるよう努めてください。

変更計画書の場合、変更がないのであればその旨を記入してください。

◆ 公表について

特定物質排出抑制計画、特定物質排出抑制計画に基づき講じた措置等の公表については、次の事項の公表に努めることとしています。

(1) 特定物質排出抑制計画

- ・ 事業者の概要
- ・ 特定物質の排出状況
- ・ 排出抑制目標
- ・ 排出抑制措置

(2) 特定物質排出抑制措置の結果

- ・ 事業者の概要
- ・ 特定物質の排出状況
- ・ 排出抑制目標の達成状況
- ・ 排出抑制措置の達成状況

具体的方法については、特に定めませんが、公表の方法の例としては、ホームページや環境報告書等、また、公表の内容の例としては、排出抑制計画、報告書そのものを公表することも考えられますので、各社において判断し、公表に努めてください。

2 推進体制の整備

計画を着実かつ的確に実施するために、推進責任者及び部署ごとの推進員など計画を推進する体制について記入します。また、環境対策全般の推進体制でも構いません。

変更計画書の場合、変更がないのであればその旨を記入してください。

次ページを参考に、基準年度を設定してください。

記入方法は、次ページ以降の解説参照

3 特定物質排出状況

(1) 特定物質排出量 基準年度(2013(平成25) 年度)

特定物質 活動の区分	二酸化炭素
燃料の使用	2594.6 t-CO ₂

注：活動の区分については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に従って記載すること。

(2) 特定物質排出量 現況(2024 年度)

特定物質 活動の区分	二酸化炭素
燃料の使用	2494.6 t-CO ₂

注：活動の区分については、「集計結果表(基準年度)」又は「集計結果表(現況)」シートに入

力すると自動的に転記されますので、入力不要です。

なお、原単位目標をあわせて設定する場合は、目標設定の考え方に記載してください。「(2) 目標設定の考え方」欄に、「温室効果ガス排出量」及び「エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」の両方を記載してください。((例2) 参照)

4 特定物質排出抑制目標

(1) 排出抑制目標

特定物質	基準年度排出量 (2013(平成25)) 年度 (a)	現況排出量 (2024) 年度(b)	(二酸化炭素換算 t-CO ₂) 目標2030年度	
			抑制目標量(c)	抑制率(%)
二酸化炭素	2594.6	2494.6	1816.2	30.0

備考：抑制率(%) = {(a) - (c)} / (a) × 100

新計画は目標年度が 2030
(令和 12) 年度です。

次ページを参考に目標
量を設定し、記入して
ください

(2) 目標設定の考え方

(例1)

二酸化炭素の排出量の合計を基準年度2013(平成25)年度に対して、2030(令和12)年度に30.0%削減することとし、この達成に必要な次世代自動車導入、エコドライブ支援機器設置等の対策を行うこととした。

(例2)

2014(平成26)年度途中に車両を大幅に増加させ、2015(平成27)年度とする。

温室効果ガスの排出量は貨物輸送量に大きく左右され、総排出量目標の設定は困難であることから、原単位目標もあわせて設定する。

車両性能、エコドライブ支援機器の標準的な使用データに基づき、走行距離あたりの特定物質の排出量の合計(原単位)を基準年度2013(平成25年度)比で13%削減することとした。

なお、基準年度2013(平成25年度)及び現況2024(令和6)年度の特定物質排出量の実績はそれぞれ次のとおりである。

2013(平成25年)年度・・・特定物質排出量 2594.6t、走行距離 222.1万km

2024(令和6)年度・・・特定物質排出量 2494.6t、走行距離 222.1万km

2030(令和12)年度・・・特定物質排出量 1816.2t、走行距離 222.1万km

2013年度 7.20 t / 万km、2023年度6.75 t / 万km

原単位目標(2030) 4.73 t - CO₂/ 万km

基準年度を 2013(平成 25)年度以外
の年度とした場合は、その理由も本
欄に記入してください。

原単位でも目標を設定する場
合は、「温室効果ガス排出量」
及び「エネルギーの使用量と
密接な関係をもつ値」の両方
について記入してください。

3 特定物質排出状況

(1) 特定物質排出量（二酸化炭素換算 t-CO₂）基準年度

基準年度※について、特定物質の排出量を記入してください。3号排出抑制計画様式の「集計結果表（基準年度）」シートに、燃料の種類毎に、使用燃料の合計や車種別の台数等を入力して下さい。「別紙1～5」シートの特定物質排出量に自動的に転記されます。

注： 基準年度は、原則「兵庫県地球温暖化対策推進計画」（2021（令和3）年3月策定）の基準年度である2013（平成25）年度としてください。

ただし、2013（平成25）年度時点の燃料使用量が不明な場合や、車両の導入又は廃棄により2013（平成25）年度と業態が大きく変わっている場合は、2013（平成25）年度以降で燃料使用量を把握しているもっとも古い年度や、車両の導入又は廃棄を行った年度の翌年度等、任意の年度を基準としていただいて構いません。

その場合、基準年度を2013（平成25）年度としない理由を「4 特定物質排出抑制目標」の「(2) 目標設定の考え方」欄に記入してください。

(2) 特定物質排出量（二酸化炭素換算 t-CO₂）現況

(1)と同様に、現況（計画書を提出する年度の前年度分の実績）について、特定物質の種類別の排出量を記入して下さい。「集計結果表（現況）」シートに入力すれば、「別紙1～5」シートの特定物質排出量に自動的に転記されます。

4 特定物質排出抑制目標

本制度の根幹となる非常に重要な部分です
ので十分にご確認をお願いします。

(1) 排出抑制目標

計画の目標年度は、2030（令和12）年度としてください。

特定物質の排出量、経年変化、今後の事業計画、選定した排出抑制措置の内容、当該排出抑制措置を実施した場合の抑制効果等を考慮のうえ、事業者又は業界団体等において設定した目標値があれば、それを参考に、特定物質ごとの2030（令和12）年度の抑制目標を設定、記入してください。

そのような目標値がない場合は、県の「兵庫県地球温暖化対策推進計画」の目標値（**2030年度に2013年度比で運輸部門47.5%削減**）を参考に設定してください。

また、基準年度からの抑制率（小数第1位まで）を算出して記入してください。

$$\text{抑制率（\%）} = \{ (a) - (c) \} \div (a) \times 100 \text{（小数第1位まで）}$$

◆ 目標設定にあたっての注意事項

- ・ 2030（令和12）年度目標については、総排出量での設定を原則とし目標設定してください。あわせて原単位での目標設定していただいてもかまいません。
- ・ どのような考え方で2030（令和12）年度目標を設定したか、「目標設定の考え方」欄にしっかりと記入してください。

(2) 目標設定の考え方

抑制目標量を設定するにあたり検討した事項、制約条件、算定の根拠等目標設定の考え方を記入してください。

どのような考え方により目標設定をしたかということは、目標年度到達時の達成状況確認や、期間途中で計画を見直す際等に非常に重要な要素となりますので、しっかりと記入をお願いします。（12ページの例1～2参照。）

基準年度は、原則、2013（平成25）年度としてください。

基準年度を2013（平成25）年度以外の年度とした場合や、総排出量目標とともに原単位目標を採用した場合は、その理由も本欄に記入してください。

記入方法は、次ページの解説参照

5 特定物質排出抑制措置

措置の区分	具体的な措置の内容	措置の目標（数量的なもの）
自動車運送事業に関する対策	省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備、従業員への教育、環境情報の公開・提供	2004(平成16)年度から省エネ責任者を設置し、現在継続中。 2024(令和6)年度に社内研修体制の強化する予定。(研修会開催回数を1回から2回に増やす。)
〃	天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等の導入	2030年までに更新車両を全て次世代自動車に更新する。 ハイブリッド自動車10台及び電気自動車20台を導入予定。
〃	共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化	関連会社の〇〇社との共同輸送について2018年度から実施しているが、今後、拡大を図る。
〃	輸送ルート・輸送手段の工夫	帰り荷の確保に努める。
〃	自動車の性能維持のための定期的な点検整備	定期的な点検整備を実施中。
〃	エコドライブ（アイドリングストップを含む。）等経済的な運転の励行	2006(平成18)年度からエコドライブについての研修を実施している。
〃	エコドライブ関連機器の導入	2030(令和12)年度までに全貨物車(180台)に導入予定。
	車両の燃料使用量等の把握	2019年から車両運行管理にテレマティックスを設置し、車両別に把握している。
〃	Well toWheelの観点における二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの採用	給電する事務所の電気を排出係数0.25kg-CO ₂ /kWh未満の電力会社と契約する。
再生可能エネルギーの利用	事務所に太陽光発電設備の設置	事務所に100kWhの太陽光発電設備を設置予定
ハイドロフルオロカーボン等	ハイドロフルオロカーボン等使用機器の漏洩防止のための点検及び保守管理	冷凍・冷蔵貨物運送用車両からの漏洩防止のため定期点検の実施

兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針 別表2（次ページ参照）の内容を参考に、排出抑制を行うために講じることのできる措置の内容について、できるだけ漏れなく記入してください。

できるだけ、排出抑制措置ごとに数量的な目標（削減量／年、削減％／年、原単位低減量／年など）を設定してください。
措置の実施の具体的な時期が分かっている場合は、時期も記入します。

5 特定物質排出抑制措置

「兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針」の別表2「排出抑制措置の区分及び措置内容」を参照し、作成してください。

(兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針より抜粋)

※ 【6 その他プロジェクトで創出されたクレジット】以降はエクセルシートをご確認ください。

別表2 排出抑制措置の区分及び措置内容（自動車運送事業者用）
(「第2 5 特定物質排出抑制措置の選定」関係)

1 自動車運送事業に関する対策	1 省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備、従業員への教育、環境情報の公開・提供 2 天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等の導入 3 車両の大型化、トレーラー化 4 共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化 5 輸送ルート・輸送手段の工夫 6 適正車種選択 7 積載率の向上 8 AI（人工知能）・IoT（Internet of Things）の導入や DX（デジタルトランスフォーメーション）等による運行管理等、運送事業の効率化 9 貨物列車・船舶等へのモーダルシフト 10 自動車の性能維持のための定期的な点検整備 11 エコドライブ（アイドリングストップを含む。）等経済的な運転の励行 12 エコドライブ関連機器の導入 13 車両の燃料使用量等の把握 14 Well to Wheel の観点における二酸化炭素排出量の低いエネルギーの採用（排出係数の低い電気や温室効果ガスの排出の少ない製造方法の水素の利用等）
2 再生可能エネルギーの利用	1 太陽光発電、風力発電、バイオマスボイラーその他の再生可能エネルギー生産設備の設置等による利用 2 太陽光、風力、木質バイオマスなどを利用した再生可能エネルギーを他者から受給して利用
3 ハイドロフルオロカーボン等（特定物質のうち、二酸化炭素を除くガスに係るもの）の排出抑制	1 地球温暖化係数が低い物質への転換又は特定物質に該当しない物質（グリーン冷媒等）及び当該物質を用いる機器技術の開発・活用 2 ハイドロフルオロカーボン等の容器への充てん時・製品への封入時等の漏えい防止の徹底、ハイドロフルオロカーボン等使用機器からの冷媒等の回収又は代替物質使用機器の使用優先 3 ハイドロフルオロカーボン等使用機器の漏えい防止のための点検及び保守管理
4 廃棄物の排出抑制・再利用	1 使い捨て製品から再使用可能な製品への転換及び再生品の採用 2 分別回収品目の拡大 3 廃棄物のリサイクル
5 県内のプロジェクトで創出されたクレジット	1 国内における地球温暖化の排出削減・吸収量認証制度により兵庫県内で創出されたJ-クレジット等の購入 2 兵庫県内で創出されたグリーン電力証書の購入 ただし、報告書に算入する際には、電気事業者から供給された電気の使用による二酸化炭素排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出削減量とする。 3 兵庫県内で創出されたグリーン熱証書の購入 ただし、報告書に算入する際には、当該熱量に二酸化炭素排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の削減量とする。 4 1から3までにおいて、クレジット取得量を報告書に記載する場合は、当該年度において償却した量を記載するものとする。 5 事業所内において1から3までのクレジットを創出し、他の事業者等に当該クレジットを移転したときは、移転した年度の排出量としてクレジットを二酸化炭素量に換算した量を加算するものとする。

集計結果表

「集計結果表（基準年度）」及び「集計結果表（現況）」のそれぞれについて、全車種の燃料使用量の合計及び、燃料の種類毎の車種の台数、走行距離を入力してください。

※ 2023 年度実績の走行距離が不明の場合は空欄でかまいませんが、翌年度以降は把握するよう努めてください。

また、電気自動車等、外部電力を使用する電力使用量等についても把握するよう努めてください。

◆ 特定物質の排出係数について

- ・単位発熱量や排出係数等について、様式中の数値ではなく事業者の実測等による数値を用いた場合は、その根拠となる資料（サンプル数や個別の測定結果等）を添付します。
- ・LPGのリットル→kgの換算については、LPG供給事業者から液密度を確認の上、換算してください。液密度が不明な場合は、下記の数値を用いて換算してください。

種類	液密度
ブタン	0.5847 kg/リットル
プロパン	0.5076 kg/リットル
LPGガス（プロパン・ブタン混合）	0.5693 kg/リットル

集計結果表

特定物質排出量集計結果表			車種の使用燃料の合計 を入力してください。							現況 (2024 年度)	
燃料の種類	項 目	全車種の使用燃料の合計	軽自動車	普通貨物車	小型貨物車	軽貨物車	バス	乗用車	軽乗用車	特種自動車	
ガソリン (PHVを除く)	燃料使用量 (リットル)	98,000	ガソリン車	48			7				
	単位発熱量(GJ/L)	0.0346	ガソリン車HV	10							
	排出係数 (t-CO ₂ /GJ)	0.0671	※PHVを除いたガソリン車の台数を記載してください。上段にHV以外の台数、下段にHVの台数								
	温室効果ガス排出量	228	(参考)	走行距離 (km) →	2,940,000	原単位 (t-CO ₂ /km)	0	原単位 (t-CO ₂ /台)	4		
ガソリン (プラグインハイブリッド自動車)	燃料使用量 (リットル)		ガソリン車PHV								
	単位発熱量(GJ/L)	0.0346	※プラグインハイブリッドガソリン車の台数を記載してください。								
	排出係数 (t-CO ₂ /GJ)	0.0671									
	電気使用量 (単位: kWh)										
軽油 (クリーンディーゼル車、HV含む)	燃料使用量 (リットル)	97,000	軽油車	25	10						
	単位発熱量(GJ/L)	0.0377	クリーンディーゼル車	10							
	排出係数 (t-CO ₂ /GJ)	0.0686	軽油車HV								
	温室効果ガス排出量	251	※ディーゼル車の台数を記載してください。上段にクリーンディーゼル車及びHV車を除いた台数、中段にクリーンディーゼル車の台数、下段にディーゼルHV車の台数								
軽油 (プラグインハイブリッド自動車)	燃料使用量 (リットル)		軽油PHV								
	単位発熱量(GJ/L)	0.0377	※プラグインハイブリッドディーゼル車の台数を記載してください。								
	排出係数 (t-CO ₂ /GJ)	0.0686									
	電気使用量 (単位: kWh)										
L P G (HV含む)	燃料使用量 (kg)		LPG車								
	単位発熱量(GJ/kg)	0.0508	LPG車HV								
	排出係数 (t-CO ₂ /GJ)	0.0590	※LPG車の台数を記載してください。上段にHV車を除いた台数、下段にLPGHV車の台数								
	温室効果ガス排出量	0	(参考)	走行距離 (km) →		原単位 (t-CO ₂ /km)		原単位 (t-CO ₂ /台)			
都市ガス (天然ガス自動車 (CNG車))	燃料使用量 (単位: m ³)		CNG車								
	単位発熱量(GJ/m ³)	0.0450	※CNG車の台数を記載してください。								
	排出係数 (t-CO ₂ /GJ)	0.0499									
	温室効果ガス排出量	0	(参考)	走行距離 (km) →	245,800	原単位 (t-CO ₂ /km)	0	原単位 (t-CO ₂ /台)			
電 気	電気使用量 (単位: kWh)	12,290	電気自動車		25						
	単位発熱量(GJ/kWh)		※電気自動車の台数を記載してください。								
	排出係数 (t-CO ₂ /GJ)	0	(参考)	走行距離 (km) →		原単位 (t-CO ₂ /km)		原単位 (t-CO ₂ /台)			
	温室効果ガス排出量		その他								
燃料使用量を入力することで排出量が算定されます。		排出係数	クレジット償却による削減がある場合は記載してください。								
温室効果ガス排出量の計		二酸化炭素 CO ₂ (t)	478	※台数を記載してください。							
黄色セルが次世代自動車に該当		全車種の使用燃料の合計を記載してください									
クレジットによる削減量	二酸化炭素 CO ₂ (t)										
差し引き後排出量	二酸化炭素 CO ₂ (t)	478									

5 公表用特定物質排出抑制(変更)計画書の提出

県は、計画書及び報告書の概要を県ホームページ等で公表することとしています。

対象事業者は、公表用排出抑制計画（様式第4号）※を作成し、排出抑制計画（様式第3号）とともに県に提出してください。

※ 県は、事業者から提出のあった公表用排出抑制計画（様式第4号）をそのまま県ホームページ等にて公開しますので、各事業者は、その点を踏まえて公表用排出抑制計画（様式第4号）を作成してください。

特に、総排出量と原単位を併記しますと、原単位に設定した情報が算出され、明らかになる場合があります。

例) 総排出量=2,000 (t-CO₂)、原単位=5 (t-CO₂/走行距離(万km))とした場合、
走行距離=400万km

6 公表用特定物質排出抑制(変更)計画書の記入方法

新規提出の場合は(新規)、計画変更の場合は(変更)としてください。

様式第4号(条例第142条の4関係)

公表用特定物質排出抑制計画書(変更)

県内の営業所等の名称及びその事業所数を記入してください。書ききれない場合は代表的な営業所等を数箇所列記し、残りは「他〇営業所」等としてください。

兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

株式会社〇〇〇〇 代表取締役

4411 一般貨物自動車

主に生鮮食料品を輸送している

〇〇事務所、〇〇営業所 他〇営業所(計〇事業所)

(単位: t-CO₂(CO₂換算量)) (原単位:)

県内対象工場等の温室効果ガス

排出量

基準年度(実績)
(2013(平成25)年度)

現況(実績)
(2024年度)

目標年度(計画)
(2030年度)

〇〇

〇〇

〇〇

抑制率

—

対基準年度比
〇%

対基準年度比 〇%

特段の理由がない場合は、2013(平成25)年度としてください。

・基準年度が2013(平成25)年度でない場合は、その理由をここに記載してください。
(例: 2015(平成27)年度途中で車両を大幅に増加させたため、基準年度は2016(平成28)年とした等)

・原単位を目標とした場合は、(例1)のようにその理由及び「温室効果ガスの排出量と密接な関係をもつ値」の内容についても記入してください。(主な計画)

先駆的な取り組みや最新の取り組み等、特にPRしたい計画を中心に記入してください。

(例1) 温室効果ガスの排出量は貨物輸送量に大きく左右され、総排出量目標の設定だけでなく、原単位目標も設定する。

車両性能、エコドライブ支援機器の標準的な使用データに基づき、走行距離あたりの特定物質の排出量の合計(原単位)を基準年度2005(平成17年度)比で〇〇%削減することとした。

(例2) 2030(令和12)年度に特定物質の排出量の合計を対基準年度2013(平成25)年度で17%削減することとし、この達成に必要な低公害車導入、エコドライブ支援機器設置等の対策を行うこととした。

(例3) 県内営業所の車両は既に最新の対策が施されており、これ以上の削減は費用対効果の観点から不合理であることから、年間1%の削減とする計画とした。なお、県内事業所の排出量は削減されないが、他府県の営業所において最新型車両への入れ替えを行うことにより、国内事業所の合計排出量は〇%削減となる予定である。

(例1) 表形式で記載する場合

措置の区分	具体的な措置の内容	措置の目標
自動車運送事業に関する対策	新型車への代替(2015(平成27)~2030年度)	年間約5台
	共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化(2019(令和元)年度)	関連会社の〇〇社との共同輸送を実施
	エコドライブの推進	詳細な取組内容について、自社HPで紹介するよう努めてください。

※詳細は弊社HP参照(<http://〇〇〇〇〇>)

(例2) 文章で記載する場合

2015(平成27)~2030年度の間、毎年5台、新型車への代替を行う。自動車使用の合理化を図り、2019(令和元)年度より関連会社の〇〇社との共同輸送を実施する。

・エコドライブの推進を図り、毎年研修を行う。(2006(平成18)年から継続中)

・詳細は弊社HP参照(<http://〇〇〇〇〇>)

CSRの一環として、率先して社員で「うちエコ診断」を受診します。

カーボンニュートラル宣言	CDP	SBT	RE100	再エネ宣言 REAction	WMB その他コミット
2050年までに実現	無	未採用	対象外	参画済	EV100コミット

全角21文字(半角42文字)以内で簡潔に記載してください。

右欄注意事項について、確認し、

公表について、支障はない

【総排出量】と【原単位】を併記しますと、『原単位に設定した単位』の値(経済活動量等)が算出できます。

例) 総排出量=2,000(t-CO₂)、原単位=5(t-CO₂/走行距離(万km))とした場合、走行距離=400万kmと判明する

【総排出量】と【原単位】を併記する場合は、原単位に設定した単位の値が明らかになっても支障のない単位で設定していただくか、【総排出量】のみ記載してください。

なお、公表用様式(4号・8号)には原則【総排出量】を記載いただきますが、やむを得ない事情がある場合は原単位のみ記載ください

※ 公表用以外の様式には総排出量は必ず記載いただきます。

第3章 特定物質排出抑制措置結果報告書

1 特定物質排出抑制措置結果報告書の提出

特定規模排出事業者は、2030(令和12)年度を目標とした排出抑制計画に基づき、毎年度実施した排出抑制措置の結果について、3号報告書(様式第7号)及び公表用報告書(様式第8号)により毎年県に提出してください。

(1) 特定物質排出抑制措置結果報告書(様式第7号)の内容

報告書の構成は、次のようになっています。内容の記載については、次ページ以降の記入例を参考に作成してください。

ア 特定物質排出状況

イ 特定物質排出抑制措置の結果及び評価

(2) 添付資料

報告書には、その根拠となる資料①②その他を添付します。

- ① 算定を行う年度(算定年度)の特定物質排出量集計結果表
- ② 排出抑制措置の結果、目標達成状況等について参考となる資料
- ③ 公表用報告書(以下(3)参照) ※2015(平成27)年度から提出

(3) 公表用特定物質排出抑制措置結果報告書の内容

31ページの取りまとめ方法・記載例を参照※し、公表用報告書を作成してください。
(※県は、提出のあった公表用報告書をそのまま県ホームページ等にて公開しますので、各事業者はその点を踏まえて作成してください。)

2 提出方法

「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画」にリンクされた簡易申請システムから、計画書・報告書をExcelファイルで提出してください(47ページ「提出方法」参照)。(集計処理のため、PDFや紙媒体での提出は避けてください。押印は不要です。)

Excelファイルは必ずホームページの最新ファイルをダウンロードし、使用してください。
受領印希望の際は、切手を貼った封筒を同封のうえ、鑑(表紙)のみご郵送ください。

3 提出期限

毎年度7月末日まで

＜特定物質排出抑制措置結果報告書の記入方法＞

計画期間中、毎年度、特定物質ごとの排出量を算定してください。

また、排出抑制計画に定めた排出抑制措置の結果について点検及び評価を行ってください。

さらに、排出抑制目標の達成が可能となるよう、必要に応じ、排出抑制措置の内容の見直しを行ってください。その際には、変更計画書を提出してください。

4 報告書の記載方法（記載例）

記入方法は、次ページ以降
の解説参照

様式第7号（条例第142条の3関係）
（3号報告書：自動車運送事業者用）

特定物質排出抑制措置結果報告書

2025年7月 ○日

兵庫県知事 様

設置者又は管理者を記入します。管理者とは、設置者から支社等の管理を委任されている者（例 支社長など）のことです。この場合、支社等の所在地、名称、支社等の代表者の氏名を記入します。

なお、施設等の運転管理業務等を委託された管理会社は、管理者に該当しません。

報告者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

神戸市中央区下山手通5-10-1

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

株式会社〇〇運輸

代表取締役社長 〇〇 〇〇

担当者氏名

環境対策室 〇〇 〇〇

電話（078） 341-7711

工場等の名称	株式会社〇〇運輸 神戸営業所	
工場等の所在地	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	
業種	4411 一般貨物自動車運送業	
事業の用に供した自動車の種類及び台数	貨物自動車 120台	
1 特定物質排出状況	別紙のとおり	
2 特定物質排出抑制措置の結果及び評価		
担当部署	名称	〇〇部 環境対策室
	連絡先	電話 078-341-7711
		(ファクシミリ 078-362-3966) (電子メール kankyouseisakuka@pref.hyogo.lg.jp)
備考		

営業所等の名称を記入してください。

必要事項があれば適宜記入してください。

直接対応のできる担当者のいる部署を記入してください。
メールについても、県からご連絡をさせていただくことがあるので、できるだけ記入してください。

別添 営業所等の一覧

	営業所等の名称	営 業 所 等 の 所 在 地	備 考
1	神戸営業所	神戸市中央区下山手通5-10—1	
2	明石営業所	明石市〇〇町1-1-1	
3	加古川営業所	加古川市〇〇町1-1-2	
4	姫路営業所	姫路市〇〇区〇〇町1-1-3	
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

※ 様式第4号の鑑（1枚目）で書ききれない場合にご利用ください。

記入方法は、次ページ以降
の解説参照

別紙

1 特定物質排出状況

特定物質排出量 (2024年度)

特定物質 活動の区分	二酸化炭素
燃料の使用	494.6 t-CO ₂

注：活動の区分については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に従って記載すること。

2 特定物質排出抑制措置の結果及び評価

(1) 排出抑制目標の達成状況

特定物質	基準年度 排出量 (平成17年度)	現況排出量 (2024年度)	2030年度 (二酸化炭素換算 t-CO ₂)	
	(a)	(b)	削減目標	削減率
二酸化炭素	594.6	494.6	475.7	84.1

備考：達成率 (%) = $\{(a) - (b)\} / \{(a) - (c)\} \times 100$

計画書から、単位、基準年度、基準年度
排出量 及び 抑制目標量をそのまま(原
単位の場合は原単位のまま)転記してく
ださい。

排出量 及び 抑制目標量をそのまま(原単位の場合は原単位のまま)転記してください。

(二酸化炭素換算 t-CO₂)

クレジット種			(達成率) 年度	クレジット 償却量 (2024年度)	目標 (2030) 年度		参考	
					抑制目標量	達成率		
県内	J-クレジット等	再エネ電気由来		70			当該年度に償却した量を記載してください。 クレジットを償却した場合はプラスの値、売却した場合は－（マイナス）の値にして計算してください。	
		再エネ熱由来						
		省エネ由来・森林由来						
	グリーン電力証書		5					
	グリーン熱証書							GJ
合 計 (B)				75				
その他	J-クレジット等	再エネ電気由来					MWh	
		再エネ熱由来					GJ	
		省エネ由来・森林由来					t-CO ₂	
	グリーン電力証書					MWh		
	グリーン熱証書					GJ		
	合 計 (C)							
差し引き後排出量 (A)－(B)－(C)			605	424	460	125		

備考1：達成率 (%) = $\{(a) - (b)\} / \{(a) - (c)\} \times 100$

備考2：事業所における削減量をクレジット化し、他の事業者に譲渡した場合は、当該クレジット相当量
(当該年度に創出した削減量相当分) をマイナスの値として計上すること。

備考3：償却量が他事業所の報告と重複しないようにすること。

(二酸化炭素換算 t-CO₂)

原単位目標を採用する場合に限り、数式を上書きし、原単位の値を直接入力してください。

(二酸化炭素換算 t-CO₂)

当該年度に償却した量を記載してください。
クレジットを償却した場合はプラスの値、売却した場合は－（マイナス）の値にして計算してください。

(3) その他、特定物質排出抑制措置の結果及び評価に関して特に報告したい事項

国内クレジットの取得について

・「CO₂削減協力事業」を活用し、県内産国内クレジットを取得し、2024(令和6)年3月に償却

・プロジェクト実施場所：〇〇株式会社（兵庫県〇〇市）

・2024(令和6)年度クレジット量：70t-CO₂

基準年度 2005(平成 17)年度及び現況 2024(令和6)年度の特定物質排出量及び走行距離の実績はそれぞれ次のとおりである。

2005(平成 17)年度・・・特定物質排出量 〇t、走行距離 〇km

2024(令和6)年度・・・特定物質排出量 〇t、走行距離 〇km

2030(令和 12)年度・・・特定物質排出量 〇t、走行距離 〇km（目標）

原単位目標を採用している場合は、「特定物質(温室効果ガス)排出量」及び「エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」の両方を記入してください。
(総排出量目標を採用している場合は、特段の入力不要です。)

1 特定物質排出状況

特定物質排出量

現況（報告書を提出する年度の前年度分の実績）について、県 HP に掲載の報告書様式の「集計結果表」シートに、燃料の種類毎に、使用燃料の合計や車種別の台数、走行距離を入力してください。（本シートに自動的に転記されます。）（29 ページ参照）

2 特定物質排出抑制措置の結果及び評価

(1) 排出抑制目標の達成状況について

「基準年度排出量」、「抑制目標量」欄に、過去に提出した計画書の値（いずれも、二酸化炭素換算した量（t-CO₂））を転記してください。その他の欄は入力不要です。（自動的に入力されます。）

◆ 達成率の計算式（自動的に計算されます）

$$\text{達成率（\%）} = \{ (a) - (b) \} / \{ (a) - (c) \} \times 100$$

（小数第 1 位まで）

（注意）達成率は、分子・分母とも正の数の場合のみ計算可能です。

(2) クレジットによる削減量

国内認証・海外認証の削減プロジェクトにより創出されたクレジットについては、報告書に計上可能としています（県内・その他を分けて記載）。

報告書に計上可能なクレジット種、量は「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver6.0）（令和 7 年 3 月）環境省・経済産業省に準じたもの及び非化石証書です。」

- ・ J-クレジット
- ・ 国内クレジット
- ・ オフセット・クレジット（J-V E R）
- ・ グリーン電力証書（削減量として計上する場合は、CO₂換算が必要です）
- ・ グリーン熱証書（削減量として計上する場合は、CO₂換算が必要です）
- ・ 上記の他、環境大臣及び経済産業大臣が認めるものにおいて認証されたもの
- ・ 二国間クレジット

取得したクレジットは、当該年度に償却（無効化）した量を記載してください。（クレジットを購入した状態で償却していないものは計上できません。）

また、他事業所の報告と重複しないようにしてください。

なお、当該事業所でプロジェクトを実施し、他者へクレジットを売却した場合は、「クレジット償却量」の欄にマイナスの値として計上してください。（排出量は、クレジット売却分は上がることになります。）

但し、クレジットの売却により目標値を超過することがないようにご注意ください。
また、控除量については、以下のとおり上限があります。

- ・ 電気
令和6年4月以降に認証された【グリーン電力証書由来の量】と【非化石証書による二酸化炭素削減相当量】は、「他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出量」を上限
- ・ 熱
令和6年4月以降に認証された【グリーン熱証書由来の量】は、「他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素排出量」を上限

クレジットに係る具体的な情報(プロジェクトの実施場所、プロジェクトの実施によるクレジット量、CO₂換算の根拠等)については、記載可能な範囲において、(3)に記載するよう努めてください。

◆ クレジットのCO₂換算について

クレジットの種類によっては、発行単位が「t-CO₂」になっていないものがありますので、条例の報告に反映するためには、CO₂換算をする必要があります。

換算が必要なクレジットのCO₂換算方法は以下のとおりです。

ア グリーン電力証書

グリーン電力証書の発行単位は「kWh」であるため、電力排出係数をかけて換算してください。排出係数は、最新の契約電力排出係数を使用してください。

(例) 10,000 kWh のグリーン電力証書を購入した場合

- ・ グリーン電力証書の取得量 10,000kWh
- ・ 電力排出係数 0.419kg-CO₂/kWh

$$10,000\text{kWh} \times 0.419\text{kg-CO}_2/\text{kWh} = 4,190\text{kg-CO}_2$$

イ グリーン熱証書

グリーン熱証書の発行単位は「MJ」であるため、当該年度の排出係数で換算してください。排出係数は、温対法のエネルギー起源 CO₂ の換算係数(他人から供給された熱の使用(産業用以外の蒸気、温水、冷水))である 0.057kg-CO₂/MJ を用います。

(例) 10 万 MJ のグリーン熱証書を購入した場合

- ・ グリーン熱証書の取得量 10 万 MJ
- ・ 排出係数 0.057kg-CO₂/MJ

$$100,000\text{MJ} \times 0.057\text{kg-CO}_2/\text{MJ} = 5,700\text{kg-CO}_2$$

ただし、国が実施している「グリーンエネルギーCO₂削減量認証制度」で認証されたCO₂排出量がある場合にはそちらを記載してください。

ウ 非化石証書

非化石証書の発行単位は「kWh」です。

算定にあたっては、非化石証書の量に「全国平均係数」及び「補正率(FIT 補正率)」を乗じて算出してください。

全国平均係数及び補正率は、環境省 HP (<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>) から最新のものを利用してください。

(例) 100 万 kWh の非化石証書を購入した場合

- ・ 非化石証書の量 100 万 kWh

- ・ 全国平均係数 0.423kg-CO₂/kWh
 - ・ 補正率 A (令和7年7月に公表予定)
- $$1,000,000\text{kWh} \times 0.423\text{kg-CO}_2/\text{kWh} \times 1.02 (\text{※}) = 431,460\text{kg-CO}_2$$

※1.02 は昨年度報告用の補正率です。最新の補正率は上記 HP をご確認ください。

(3) その他、特定物質排出抑制措置の結果及び評価に関して特に報告したい事項

この欄には、特定物質の排出量に関して特に報告したい事項を記入してください(自由記載です)。

また、(2)で記載したクレジット量に関する情報等についても、下記の項目例を参考に記入するよう努めてください。

クレジットに関する情報については、可能であれば、クレジットを償却したことを示す書類も添付してください。

◆ クレジットに関する情報の記入項目例

- ・ クレジット種別
- ・ プロジェクト実施場所
- ・ クレジット償却量 (取得量)
- ・ 換算後のクレジット償却量 (取得量)
- ・ クレジット償却日 (取得日)
- ・ 使用したCO₂換算係数 (換算の必要なクレジットのみ)

(4) 排出抑制措置の達成状況

措置の区分	計 画 の 内 容		措 置 の 結 果	
	措置の内容	措置の目標	措置の内容	措置の目標
自動車運送事業に関する対策	省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備	2004(平成16)年度から省エネ責任者を設置し、現在継続中。 2024(令和6)年度に社内研修体制の強化する予定。 (研修会開催回数を1回から2回に増やす。)	省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備	省エネ責任者の設置については継続実施中。 社内研修体制の強化も3回に増やした。
"	天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車等の導入	2025(令和7)年度の車両更新時に、ハイブリッド自動車10台及び電気自動車5台を導入予定。	天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車等の導入	ハイブリッド自動車5台導入 (令和3年)
"	共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化	関連会社の〇〇社との共同輸送について2004(平成16)年度から実施しているが、今後、拡大を図る。	共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化	継続実施中。
"	輸送ルート・輸送手段の工夫	帰り荷の確保に努める。	輸送ルート・輸送手段の工夫	継続実施中。
"	自動車の性能維持のための定期的な点検整備	定期的な点検整備を実施中。	自動車の性能維持のための定期的な点検整備	継続実施中。
"	エコドライブ(アイドリングストップを含む。)等経済的な運転の励行	2006(平成18)年度から研修を実施している。	エコドライブ(アイドリングストップを含む。)等経済的な運転の励行	継続実施中。
"	エコドライブ関連機器の導入	2023(令和5)年度に貨物車について50台導入予定。	エコドライブ関連機器の導入	2023(令和5)年度に40台導入済み。

計画書に記入されている内容をそのまま転記してください。

計画内容と大きな変更(目標値、前提条件(車両の台数等)など)が生じた場合は、「変更計画書」を別途提出してください。

対比させて記載する

(4) 排出抑制措置の達成状況

計画で定めた排出抑制措置について、報告の対象である年度に行った措置の内容、目標に対する当該年度の結果（数量的な結果）を記入します。

ア 「計画の内容」欄（左頁の左半分）には、既に提出している計画書に記載している内容を転記します。

イ 「措置の結果」欄（左頁の右半分）の「措置の内容」欄には、計画で定めた措置の内容について、当該年度にどのような措置を実施したかを記入します。

ウ 「措置の結果」の「措置の目標」欄には、当該年度に実施した措置に基づく数値的な結果を記入します。また、その数値的な結果により、計画で定めた措置の数値的な目標がどの程度達成されたかを記入します。

集計結果表

「集計結果表（現況）」について、全車種の燃料使用量の合計及び、燃料の種類毎の車種の台数を入力してください。

※ 2024 年度実績の走行距離が不明の場合は空欄でかまいませんが、翌年度以降は把握するよう努めてください。

また、電気自動車等、外部電力を使用する電力使用量等についても把握するよう努めてください。

◆ 特定物質の排出係数について

- 単位発熱量や排出係数等について、様式中の数値ではなく事業者の実測等による数値を用いた場合は、その根拠となる資料（サンプル数や個別の測定結果等）を添付します。
- LPGのリットル→kgの換算については、LPG供給事業者から液密度を確認の上、換算してください。液密度が不明な場合は、下記の数値を用いて換算してください。

種類	液密度
ブタン	0.5847 kg/リットル
プロパン	0.5076 kg/リットル
LPGガス（プロパン・ブタン混合）	0.5693 kg/リットル

集計結果表

特定物質排出量集計結果表			2024 年度							
燃料の種類	項 目	全車種の使用燃料の合計	車種	普通貨物車	小型貨物車	軽貨物車	バス	乗用車	軽乗用車	特種自動車
ガソリン (PHVを除く)	燃料使用量 (リットル)	98,000	ガソリン車	48			7			
	単位発熱量(GJ/L)	0.0346	ガソリン車HV	0						
	排出係数(t-CO ₂ /GJ)	0.0671	※PHVを除いたガソリン車の台数を記載してください。上段にHV以外の台数、下段にHVの台数							
	温室効果ガス排出量	228	(参考)	走行距離(km)→	40,000	原単位(t-CO ₂ /km)	0	原単位(t-CO ₂ /台)	4	
ガソリン (プラグインハイブリッド自動車)	燃料使用量 (リットル)		ガソリン車PHV							
	単位発熱量(GJ/L)	0.0346	※プラグインハイブリッド							
	排出係数(t-CO ₂ /GJ)	0.0671								
	電気使用量(単位:kWh)									
	排出係数(t-CO ₂ /kWh)									
軽油 (クリーンディーゼル車、HV含む)	燃料使用量 (リットル)	97,000	軽油車	25	10	5				
	単位発熱量(GJ/L)	0.0377	クリーンディーゼル車	10						
	排出係数(t-CO ₂ /GJ)	0.0686	軽油車HV							
	温室効果ガス排出量	251	※ディーゼル車の台数を記載してください。上段にクリーンディーゼル車及びHV車を除いた台数、中段にクリーンディーゼル車の台数、下段にディーゼルHV車の台数							
			(参考)	走行距離(km)→	1,940,000	原単位(t-CO ₂ /km)	0	原単位(t-CO ₂ /台)	5	
軽油 (プラグインハイブリッド自動車)	燃料使用量 (リットル)		軽油PHV							
	単位発熱量(GJ/L)	0.0377	※プラグインハイブリッドディーゼル車の台数を記載してください。							
	排出係数(t-CO ₂ /GJ)	0.0686								
	電気使用量(単位:kWh)									
	排出係数(t-CO ₂ /kWh)									
L P G (HV含む)	燃料使用量 (kg)		LPG車							
	単位発熱量(GJ/kg)	0.0508	※LPG車の台数を記載してください。							
	排出係数(t-CO ₂ /GJ)	0.0590								
	温室効果ガス排出量	0	(参考)	走行距離(km)→		原単位(t-CO ₂ /km)		原単位(t-CO ₂ /台)		
都市ガス (天然ガス自動車 (CNG車))	燃料使用量(単位:m ³)	12,290	CNG車		25					
	単位発熱量(GJ/m ³)	0.0450	※CNG車の台数を記載してください。							
	排出係数(t-CO ₂ /GJ)	0.0499								
	温室効果ガス排出量	28	(参考)	走行距離(km)→	245,800	原単位(t-CO ₂ /km)	0	原単位(t-CO ₂ /台)	1	
(電気自動車)	電気使用量(単位:kWh)		電気自動車							
			※電気自動車の台数を記載してください。							
		0	(参考)	走行距離(km)→		原単位(t-CO ₂ /km)		原単位(t-CO ₂ /台)		
その他 ()	排出係数		その他							
			※その他の物質を燃料とする自動車の台数を記載してください。							
	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	0	(参考)	走行距離(km)→		原単位(t-CO ₂ /km)		原単位(t-CO ₂ /台)		
温室効果ガス排出量の計	二酸化炭素 CO ₂ (t)	506	(参考)	走行距離合計(km)→	5,125,800	原単位(t-CO ₂ /km)	0	原単位(t-CO ₂ /台)	4	

車両種と燃料毎に、全車種の使用燃料の合計を入力してください。

燃料種ごとに、車種別（ガソリン車、ハイブリッドガソリン車等）に台数を入力してください。

燃料使用量を入力することで排出量が算定されます。

5 公表用特定物質排出抑制措置結果報告書

県は、事業者から提出のあった報告書の概要を公表します。

対象事業者は、公表用報告書（様式第8号）※を、事業者単位で作成し、県に提出してください。

※ 県は、事業者から提出のあった公表用報告書（様式第8号）をそのまま県ホームページ等にて公開しますので、各事業者は、その点を踏まえて公表用報告書（様式第8号）を作成してください。

特に、総排出量と原単位を併記しますと、原単位に設定した情報が算出され、明らかになる場合があります。

例) 総排出量=2,000 (t-CO₂)、原単位=5 (t-CO₂/走行距離(万km)) とした場合、
走行距離=400万km

様式第8号（条例第142条の4関係）

公表用特定物質排出抑制措置結果報告書 **事業者・事業所**

事業者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
県内の営業所等の名称及びその事業所数を記載してください。	株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇〇〇
書ききれない場合は代表的な営業所等を数箇所列記し、残りは「他〇営業所」としてください。	4411 一般貨物自動車運送業 主に生鮮食料品を輸送している。
	〇〇事務所、〇〇営業所 他〇営業所（計〇事業所）
	単位：t-CO ₂ （CO ₂ 換算量）（原単位：）

基準年度（実績） （2013年度）	現況（実績） （2024年度）	目標年度（計画） （2030年度）
〇〇	△△	〇〇
—	対基準年度比 〇%	対基準年度比 △%

公表用計画書を元に記載してください。原単位を目標としている場合は、「t-CO₂（CO₂換算量）/走行距離（km）」のように単位を変更してください。総排出量目標の場合は、変更不要です。

（例1）表形式で記載する場合

措置の区分	具体的な措置の内容	措置の結果
自動車運送事業に関する対策	年約5台の新型車への代替(2013(平成25)～2030年度)	2022(令和4)は6台を新型車へ代替した。
	共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化	関連会社の〇〇社と共同輸送を開始した。
	エコドライブの推進	研修を実施した。 (2006(平成18)年度から継続中)

詳細な取組内容について、自社HPで紹介するように努めてください。

温室効果ガスの排出抑制措置の内容（主な措置結果）

※詳細は弊社HP参照（<http://〇〇〇〇〇〇>）

（例2）文章で記載する場合

・2022(令和4)年度に6台、新型車への代替を行った。
自動車使用の合理化を図り、2022(令和4)年度より関連会社の〇〇社との共同輸送を開始した。
エコドライブの推進を図り、研修を行った(2006(平成18)年度から継続中)
※詳細は弊社HP参照（<http://〇〇〇〇〇〇>）
CSFの一環として「うちエコ診断」を受診。

先駆的な取り組みや最新の取り組み等、特にPRしたい措置結果を中心に記入してください。

社会貢献活動等

気候変動対策に取り組むイニシアティブ等の参画状況

カーボンニュートラル宣言	CDP	SBT	RE100	再エネ宣言 REAction	WMB その他コミット
2050年までに実現	無	未採用	対象外	参画済	EV100 コミット

原単位の公表にかかる注意点について

※ プルダウンから選択してください（排出量のみ記載いただいている場合不要）

右欄注意事項について、確認し、

公表について、支障はない

【総排出量】と【原単位】を併記しますと、『原単位に設定した単位』の値（経済活動量等）が算出できます。

例）総排出量＝2,000(t-CO₂)、原単位＝5(t-CO₂/走行距離(万km))とした場合、走行距離＝400万kmと判明する

【総排出量】と【原単位】を併記する場合は、原単位に設定した単位の値が明らかになっても支障のない単位で設定していただくか、【総排出量】のみ記載してください。

なお、公表用様式(4号・8号)には原則【総排出量】を記載いただきますが、やむを得ない事情がある場合は原単位のみ記載ください

※ 公表用以外の様式には総排出量は必ず記載いただきます。

第4章 資料編

1 環境の保全と創造に関する条例（抜粋）

第6章 地球環境の保全等

第1節 地球環境の保全等に関する施策の推進

第141条 県は、地球環境の保全等を図るため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するとともに、国際機関、国、他の地方公共団体及び民間団体等と協力して、地球環境の保全に関する調査研究並びに環境の状況の監視、観測及び測定並びに環境の保全と創造に関する情報及び技術の提供等に関する施策を推進するものとする。

第2節 地球の温暖化の防止

（地球の温暖化の防止に関する施策の計画的な実施）

第142条 県は、地球の温暖化の防止に資するため、大気中に排出される地球の温暖化の原因となる物質の総量の抑制に関する目標を定め、当該目標を達成するための総合的な施策を計画的に実施するものとする。

（特定物質排出抑制計画の作成等）

第142条の2 大気中に排出される地球の温暖化の原因となる物質のうち二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素その他規則で定めるもの（以下この節において「特定物質」という。）を相当程度多量に排出するものとして規則で定める工場等を設置し、若しくは管理している者又は特定物質を相当程度多量に排出するものとして規則で定める道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する自動車運送事業者（以下「特定規模排出事業者」という。）は、規則で定めるところにより、事業活動に伴う特定物質の排出状況、当該特定物質の排出の抑制に係る目標、その達成のために講ずる措置その他の特定物質の排出の抑制に関する事項を定めた計画（以下「特定物質排出抑制計画」という。）を、知事が定める指針に基づき作成し、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により特定物質排出抑制計画を提出した特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画を変更したときは、変更後の特定物質排出抑制計画を速やかに知事に提出しなければならない。

（特定物質の排出の抑制）

第142条の3 特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画に基づき、特定物質の排出を抑制するよう努めなければならない。

2 特定規模排出事業者は、規則で定めるところにより、特定物質排出抑制計画に基づき講じた措置の結果を知事に報告しなければならない。

（特定物質排出抑制計画等の公表）

第142条の4 知事は、第142条の2第1項又は第2項の規定により提出された特定物質排出抑制計画及び前条第2項の規定による報告（次項において「特定物質排出抑制計画等」という。）の内容を取りまとめ、集計した結果を公表するものとする。

2 前項に定めるもののほか、知事は、特定物質排出抑制計画等（規則で定める特定規模排出事業者から提出及び報告をされたものに限る。）の概要を公表するものとする。

（指導又は助言）

第142条の5 知事は、特定規模排出事業者に対し、特定物質排出抑制計画の作成及び特定物質排出抑制計画に基づく措置の実施について、必要な指導又は助言を行うものとする。

(勧告)

第 142 条の 6 知事は、特定規模排出事業者が第 142 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による提出又は第 142 条の 3 第 2 項の規定による報告をしなかったときは、当該特定規模排出事業者に対し、当該提出又は報告をすべきことを勧告することができる。

(特定規模排出事業者による取組状況の公表)

第 142 条の 7 特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画、特定物質排出抑制計画に基づく措置その他の特定物質の排出を抑制するための取組の状況を公表するよう努めるものとする。

第7章 雑則

(違反事業者名等の公表)

第150条

2 知事は、第108条の2第2項、第118条第4項若しくは第5項、第118条の2第4項若しくは第5項又は第142条の6の規定による勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

2 環境の保全と創造に関する条例施行規則（抜粋）

（特定物質排出抑制計画の作成等）

第45条 条例第142条の2第1項に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) ハイドロフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条各号に掲げるものに限る。以下同じ。）
- (2) パーフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第2条各号に掲げるものに限る。以下同じ。）
- (3) 六ふっ化硫黄
- (4) 三ふっ化窒素

2 条例第142条の2第1項に規定する規則で定める工場等は、次の各号のいずれかに該当する工場等とする。

- (1) 次のアからウまでに掲げるエネルギーの年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）の使用量について、当該アからウまでに掲げるエネルギーの区分に応じ、それぞれアからウまでに定める方法により原油の数量に換算した量を合算した量（次号及び第45条の3において「原油換算エネルギー使用量」という。）が、1,500キロリットル以上である工場等

ア 前年度において使用した化石燃料（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第2項に規定する化石燃料をいう。以下同じ。）

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号。イ及びウにおいて「省令」という。）第4条第1項各号に掲げる方法

イ 前年度において他人から供給された熱（化石燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱のみを発生させる設備から発生する熱であって、当該熱のみを供給する者から供給されたものを除く。）

省令第4条第2項各号に掲げる方法

ウ 前年度において他人から供給された電気（化石燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気のみを発生させる発電設備から発生する電気であって、当該電気のみを供給する者から供給されたものを除く。） 省令第4条第3項各号に掲げる方法

- (2) 原油換算エネルギー使用量が1,500キロリットル未満であって、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。）を設置している工場等

- (3) 排出したハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄又は三ふっ化窒素のいずれかの量を二酸化炭素に換算した量が前年度の12月31日以前の1年間当たり3,000トン以上である工場等

3 条例第142条の2第1項に規定する規則で定める自動車運送事業者は、自動車運送事業（道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業をいう。）の用に供する自動車（使用の本拠の位置が県の区域内に存するものに限る。以下この条において「自動車」という。）の前年度の末日における総数が、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める台数以上である自動車運送事業者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車（けん引して陸上を移動させることを目的として製作されたものを除く。） 100台

- (2) 道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業（次号に規定するものを除く。）の用に供する自動車 100台

- (3) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車 175台

4 条例第142条の2第1項に規定する特定物質排出抑制計画には、次に掲げる事項（第2項第2号に掲げる工場等にあつては、第4号及び第5号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

- (1) 工場等の名称及び所在地
- (2) 工場等において行う事業又は自動車運送事業の内容
- (3) 事業活動に伴って使用する第2項第1号アからウまでに掲げるエネルギーの量（自動車運送事業者にあつては、自動車運送事業の用に供する自動車の台数）
- (4) 特定物質の排出の抑制に関する方針
- (5) 特定物質の排出の抑制を図るための推進体制

- (6) 事業活動に伴う特定物質の排出量（知事が定める算定方法により算定したものに限る。）
- (7) 特定物質の排出の抑制に係る目標及び目標年度
- (8) エネルギーの使用の合理化、製造工程における対策、低公害車の導入等の特定物質の排出の抑制に係る目標の達成のために講ずる措置
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が定める事項

5 条例第142条の2第1項の規定による特定物質排出抑制計画の提出は、工場等が第2項の工場等に該当することとなった年度又は自動車運送事業者が第3項の自動車運送事業者に該当することとなった年度の7月31日までにしなければならない。

（措置の結果の報告）

第45条の2 条例第142条の3第2項の規定による報告は、その年度において講じた措置の結果を取りまとめ、翌年度の7月31日までにしなければならない。

（特定物質排出抑制計画等の公表の対象）

第45条の3 条例第142条の4第2項に規定する規則で定める特定規模排出事業者は、第45条第2項各号に掲げる工場等（同項第2号に掲げる工場等にあつては、原油換算エネルギー使用量が500キロリットル以上であるものに限る。）を設置し、又は管理している者及び同条第3項に規定する自動車運送事業者とする。

附 則

1～4 （略）

（特定物質排出抑制計画の提出期限の特例）

5 令和3年度に新たに第45条第2項各号に掲げる工場等に該当することとなった工場等を設置し、又は管理している者及び同年度に新たに同条第3項に規定する自動車運送事業者に該当することとなった者に対する同条第5項の規定の適用については、同項中「工場等が第2項の工場等に該当することとなった年度又は自動車運送事業者が第3項の自動車運送事業者に該当することとなった年度の7月31日」とあるのは、「令和4年7月31日」とする

附 則（平成15年9月30日規則第79号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第43号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正後の環境の保全と創造に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第45条第2項に規定する工場等（改正前の環境の保全と創造に関する条例施行規則第45条第2項に規定する工場等に該当するものを除く。）を設置し、又は管理している者及びこの規則の施行の際現に改正後の規則第45条第3項に規定する自動車運送事業者である者に対する同条第5項の規定の適用については、同項中「工場等が第2項の工場等に該当することとなった年度又は自動車運送事業者が第3項の自動車運送事業者に該当することとなった年度の7月31日」とあるのは、「平成18年12月28日」とする。

附 則（平成26年6月12日規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第45条第1項に1号を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の環境の保全と創造に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第45条第2項第3号及び第45条の4第1項第2号の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、これらの規定中「六ふっ化硫黄又は三ふっ化窒素」とあるのは、「又は六ふっ化硫黄」とする。

3 次に掲げる者（この規則の施行の日前に環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号。以下「条例」という。）第142条の2第1項の規定により特定物質排出抑制計画を提出した者を除

く。)に対する改正後の規則第45条第5項の規定の適用については、同項中「工場等が第2項の工場等に該当することとなった年度又は自動車運送事業者が第3項の自動車運送事業者に該当することとなった年度の7月31日」とあるのは、「平成26年12月26日」とする。

(1) この規則の施行の際現に改正後の規則第45条第2項第2号又は第3号に規定する工場等を設置し、又は管理している者

(2) 平成26年度に改正後の規則第45条第2項第1号に規定する工場等に該当することとなった工場等を設置し、又は管理している者

(3) 平成26年度に改正後の規則第45条第3項に規定する自動車運送事業者に該当することとなった者

4 平成25年度において講じた措置の結果に係る条例第142条の3第2項の規定による報告に対する改正後の規則第45条の2の規定の適用については、同条中「7月31日」とあるのは、「12月26日」とする。

3 提出方法（自動車運送事業者）

「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画」にリンクされた簡易申請システムから、計画書・報告書をExcelファイルで提出してください。

「ひょうごの環境」ホームページ「特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画」

https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/warming/houkoku/leg_422

**目的から探す**

[楽しむ](#)[学ぶ](#)[調べる](#)[相談する](#)[支援を受ける](#)[登録・申請する](#)

ホーム > 地球温暖化 > 特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画

カテゴリーリスト	
計画・施策	+
融資・助成	+
報告・届出	+
再エネ	+
省エネ	+

 **特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画**

制度の概要

「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、2003(平成15)年10月から、特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画・措置結果報告制度を実施しています。

対象事業者（一定規模以上の工場等又は自動車運送事業者）（※）は、目標年度の温室効果ガス排出目標量等を記載した特定物質排出抑制計画書を作成・提出するとともに、計画に基づき実施した措置結果を報告する必要があります。

また、計画及び報告書の概要（※）については、兵庫県のホームページ等で公表されます。



ページダウンスクロール

※様式（エクセルファイル）自動車運送事業者用をダウンロードして計画書・報告書を作成してください。（措置結果報告書は前年度実績を毎年提出する必要がありますが、計画書は計画に変更がない限り、一度提出していただければ毎年提出する必要はありません。）

2 自動車運送事業者

本県の区域内に使用の本拠がある自動車を一定以上の台数（※）で事業の用に供している自動車運送事業者

（※）貨物自動車100台、バス100台、タクシー175台

[届出マニュアル\(2021\(令和3\)年4月\)\(自動車運送事業者用\)](#) [PDF](#) (PDFファイル)

【計画】（計画に変更がない限り、1度提出していただければ毎年提出する必要はありません。）

③ [\(様式第3号\) 特定物質排出抑制\(変更\)計画書\(自動車運送事業者\)](#) [XLS](#) (EXCELファイル)事業者単位でとりまとめ

④ [\(様式第4号\) 公表用\(変更\)計画書様式\(自動車運送事業者\)](#) [XLSX](#) (EXCELファイル)事業者単位でとりまとめ

【報告】

⑦ [\(様式第7号\) 特定物質排出抑制措置結果報告書様式\(自動車運送事業者\)](#) [XLS](#) (EXCELファイル)事業者単位でとりまとめ

め

⑧ [\(様式第8号\) 公表用報告書様式\(自動車運送事業者\)](#) [XLS](#) (EXCELファイル)事業者単位でとりまとめ



ページアップスクロール

提出方法

以下のリンクから簡易申請で提出してください。

[\(簡易申請\)排出抑制計画書及び措置結果報告書の提出について](#)

[提出方法について\(PDF\)](#)

「(簡易申請)排出抑制計画書及び措置結果報告書の提出について」をクリック

※作成した計画書・報告書を簡易申請システムで報告します。

情報入力ファイルの添付

申請日 必須	年 月 日
団体・法人名 必須	64文字以下で入力してください。
役職・部署名（担当部署） 必須	
お名前（担当者名） 必須	
郵便番号	012-3456のように、半角ハイフンで区切って入力してください。 住所検索
住所	〇〇県△△市 1 - 1 - 1 のように、全角で入力してください。
電話番号 必須	012-3456-7890のように、半角の数字とハイフンで入力してください。
内線番号	半角数字で入力してください。
FAX	012-3456-7890のように、半角の数字とハイフンで入力してください。
メールアドレス	システムからの通知メールを受信するために、メールアドレスを入力してください。 確認用の欄には、同じメールアドレスをもう一度入力してください。 メールアドレス1 確認用 メールアドレス2 確認用 ※両方にメールアドレスを入力された場合は、両方のメールアドレス宛てにメールが送信されます。 ※スマートフォンの場合、ドメイン指定受信を設定されている方は「elg-front.jp」を受信できるよう指定してください。
事業所番号	
（様式第1号、様式第3号）排出抑制計画書 （様式第2号）（要綱様式第1号）排出抑制計画書	こちらに計画書（Excelファイル）を添付してください。（計画に変更がない限り、一度提出していただければ毎年提出する必要はありません。） ファイルは1つしか添付できません。ファイルをパスワード等で暗号化した場合は添付できません。 登録できるファイルのサイズは、10(MB) までです。 登録できるファイルの種類は、Microsoft Excel文書(xls,xlt,xlsx,xlsm)、圧縮ファイル(zip)です。 参照...
（様式第4号）公表用計画書	こちらに公表用計画書（Excelファイル）を添付してください。（計画に変更がない限り、一度提出していただければ毎年提出する必要はありません。） ファイルは1つしか添付できません。ファイルをパスワード等で暗号化した場合は添付できません。 登録できるファイルのサイズは、10(MB) までです。 登録できるファイルの種類は、Microsoft Excel文書(xls,xlt,xlsx,xlsm)、圧縮ファイル(zip)です。 参照...
（様式第5号、様式第7号）排出抑制措置結果報告書 （様式第6号）（要綱様式第2号）排出抑制措置結果報告書	こちらに措置結果報告書（Excelファイル）を添付してください。 ファイルは1つしか添付できません。ファイルをパスワード等で暗号化した場合は添付できません。 登録できるファイルのサイズは、10(MB) までです。 登録できるファイルの種類は、Microsoft Excel文書(xls,xlt,xlsx,xlsm)、圧縮ファイル(zip)です。 参照...

必要事項を記入してください。
内容について問い合わせ
することがありますので
お名前や電話番号欄には
担当者の連絡先を記入し
てください。

自動車運送事業者の場合、
事業所番号は空欄

※暗号化されたファイル
は添付できません。

「参照」ボタンを押して
作成した提出ファイルを選
択してください。計画書
（様式第3号）を添付し
ます。
（計画に変更がない限り、
一度提出していただけれ
ば毎年提出する必要はあ
りません。）

「参照」ボタンを押して
作成した提出ファイルを選
択してください。公表用
計画書（様式第4号）を
添付します。（計画に
変更がない限り、一度提
出していただければ毎年
提出する必要はありませ
ん。）

「参照」ボタンを押して
作成した提出ファイルを選
択してください。措置
結果報告書（様式第7号）
を添付します。

(様式第8号) 公表用報告書(事業者用)	こちらに公表用措置結果報告書(事業者用)(Excel)を添付してください。 ファイルは1つしか添付できません。ファイルをパスワード等で暗号化した場合は添付できません。 登録できるファイルのサイズは、10(MB) までです。 登録できるファイルの種類は、 Microsoft Excel文書(xls,xlt,xlsx,xlsm),圧縮ファイル(zip) です。 参照...	「参照」ボタンを押して作成した提出ファイルを選択してください。公表用措置結果報告書(様式第8号)を添付します。
(様式第8号) 公表用報告書(事業者用) + その他参考資料	こちらに公表用措置結果報告書(事業者用)(Excel)を添付してください。 ファイルは1つしか添付できません。 計画書・報告書様式(Excelファイル)以外に添付ファイルがある場合にも、こちらに添付してください。 複数ファイルがある場合は圧縮して添付してください。 ファイルをパスワード等で暗号化した場合は添付できません。 登録できるファイルのサイズは、10(MB) までです。 登録できるファイルの種類は、 Microsoft Word文書(doc,docx),Microsoft Excel文書(xls,xlt,xlsx,xlsm),Microsoft PowerPoint文書(pptx),Adobe PDF文書(pdf),テキスト文書(txt,txt),リッチテキスト文書(rtf),画像ファイル(jpg,jpeg,gif,png),圧縮ファイル(zip),Microsoft Excel文書 2003形式(xls),Microsoft Word文書 2003形式(doc) です。 参照...	
通信欄	「ひょうごの環境」ホームページからダウンロードした様式(Excelファイル)を必ず使用して提出してください。 PDFへ変換したり、ファイルの行やシート削除を含めた改変はしないでください。 お問い合わせ 環境部環境政策課温暖化対策班 TEL 078-362-3284	
申請内容を一時保存する 申請内容の確認に進む		

内容の確認

申請日 必須	2024/06/01
団体・法人名 必須	兵庫県
役職・部署名(担当部署) 必須	環境政策課
お名前(担当者名) 必須	兵庫 太郎
郵便番号	650-8567
住所	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
電話番号 必須	078-341-7711
内線番号	3367
FAX	
メールアドレス	メールアドレス1 kankyouseisakuka@pref.hyogo.lg.jp
事業所番号	
(様式第1号、様式第3号) 排出抑制計画書 (様式第2号) (要綱様式第1号) 排出抑制計画書	(様式第3号) 計画書(自動車運送事業者).xls (126KB)
(様式第4号) 公表用計画書	(様式第4号) 公表用計画書(自動車運送事業者).xlsx (25KB)

報告するファイルがアップロードされているか確認してください。

(様式第5号、様式第7号) 排出抑制措置結果報告書 (様式第6号) (要綱様式第2号) 排出抑制措置結果報告書	(様式第7号)報告書(自動車運送事業者).xls (109KB)	}	報告するファイルがアップロードされているか確認してください。
(様式第8号) 公表用報告書 (事業者用)	(様式第8号)公表用報告書(自動車運送事業者).xls (71KB)		
(様式第8号) 公表用報告書 (事業者用) + その他参考資料	ファイルが指定されていません。		

「ひょうごの環境」ホームページからダウンロードした様式（Excelファイル）を必ず使用して提出してください。
PDFへ変換したり、ファイルの行やシート削除を含めた改変はしないでください。

印刷用ページ

修正する 申請する

申請完了